

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：野田村農業集落排水事業

事業名	農業集落排水施設（下水道事業）		
事業開始年月日	平成6年7月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	野田村	職員数*（H21. 4. 1現在）	1
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

#### 2 財政指標等

資本費	940（18年度）	公営企業債現在高（百万円）	580（20年度）
累積欠損金（百万円）	0（18年度）	利益剰余金又は積立金（百万円）	0（20年度）
不良債務（百万円）	0（18年度）	財政力指数*	0.18（18年度）
資金不足比率（%）	0（18年度）	実質公債費比率*（%）	19.1（19年度）
		経常収支比率*（%）	88.8（18年度）

- 注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。  
なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、繰上償還の対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）  
2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。  
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。  
3 にレを付けた上で内容を記入すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	野田村農業集落排水事業経営健全化計画
計画期間	平成21年度～25年度
計画策定責任者	野田村長
既存計画との関係	第4次野田村行政改革大綱（平成17年度～22年度） 野田村集中改革プラン（平成17年度～22年度）
公表の方法等	野田村ホームページ、議会説明（平成21年12月定例議会）
基本方針	農業集落排水事業は3地区で供用開始した。事業実施による起債残高の増加により一般会計からの繰入に依存している状況であり、処理区域内の接続を推進するとともに、適正な管理と使用料の設定により経営の健全化を図る。

注 計画期間については、原則として平成21年度から25年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	27.2			27.2
	補償金免除額	7.5			7.5
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成21年度における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成21年度末残高）	年利7%以上 （平成21年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水施設	27.2			27.2
合 計 (A)		27.2			27.2
（※上記のうち 一般会計負担分）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		27.2			27.2

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成21年度末残高）	年利7%以上 （平成21年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
（※上記のうち 一般会計負担分）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰上償還等に基づく公営企業債に対する一般会計繰上償還金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

財務状況の分

区 分	内 容				
財務上の特	<p>平成6年度に供 開始し、 年度で農業集落排水事業の整 は100%となり、本村の 水処理率は65%となっている。</p> <p>期間での積 的な整 により、平成20年度末の公債費残高は580百万円で村全体の公債費残高の10%となっている。</p> <p>収支については、使用料収入で施設の 管理費分は っているものの、一般会計からの繰入金に依存している状況である。</p> <p>使用料については、20年度から公共下水道と同じ従 に しており、 後は使用料の見直しの 、 管理費等の により経営の健全化を図っていく。</p>				
経 営	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 674 628 730"></td> <td data-bbox="628 674 1471 730">接続率</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 730 1471 846">                     接続率が6 %となっているが、高 者 等 事 により び でいる状況であり、使用料の適正な確保のためにも、未接続 の を 図っていく必要がある。                 </td> </tr> </table>		接続率	接続率が6 %となっているが、高 者 等 事 により び でいる状況であり、使用料の適正な確保のためにも、未接続 の を 図っていく必要がある。	
		接続率			
	接続率が6 %となっているが、高 者 等 事 により び でいる状況であり、使用料の適正な確保のためにも、未接続 の を 図っていく必要がある。				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 846 628 902"></td> <td data-bbox="628 846 1471 902">料金水準の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 902 1471 1084">                     現在の使用料単 は172円で 団体の平均1 4円よりは高くなっているが、本村の資本費にかかる公債費負担が大きく、使用料 収率は26%と 団体の平均 %に比 下 っている状況である。                      後は、 の下水道事業とともに使用料の見直しを する必要がある。                 </td> </tr> </table>		料金水準の適正化	現在の使用料単 は172円で 団体の平均1 4円よりは高くなっているが、本村の資本費にかかる公債費負担が大きく、使用料 収率は26%と 団体の平均 %に比 下 っている状況である。 後は、 の下水道事業とともに使用料の見直しを する必要がある。	
		料金水準の適正化			
現在の使用料単 は172円で 団体の平均1 4円よりは高くなっているが、本村の資本費にかかる公債費負担が大きく、使用料 収率は26%と 団体の平均 %に比 下 っている状況である。 後は、 の下水道事業とともに使用料の見直しを する必要がある。					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 1084 628 1140"></td> <td data-bbox="628 1084 1471 1140">一般会計繰出金</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1140 1471 1256">                     公債費負担分を一般会計から繰入れている状況であり、適正な使用料の確保、 管理費等の合理化による を図る必要がある。                 </td> </tr> </table>		一般会計繰出金	公債費負担分を一般会計から繰入れている状況であり、適正な使用料の確保、 管理費等の合理化による を図る必要がある。		
	一般会計繰出金				
公債費負担分を一般会計から繰入れている状況であり、適正な使用料の確保、 管理費等の合理化による を図る必要がある。					
留意事項					

注1 「財務上の特」欄は、事業 地域特 等を まえて記入すること。また、経営指標等について経年推 団体との水準比 な を行い、各自 の上説明すること。

2 「経営」欄は、料金水準の適正化、資 の 用、 水準・定員管理の適正合理化、管理費等 一 供 の 合理化、資本 下の 、 間的経営 法等の 入等、団体が認 する経営上の について、 度の高いものから に記入する。また、経営 と認 する理 を 団体等との比 を えながら 体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営」で り上げた項 の に、経営に当たって補足す き事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

後の経営状況の見し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		28	29	29	32	45	28	26	25	24	24
	(1) 営 業 収 益 (B)		9	9	9	9	9	11	11	11	12	12
	ア 料 金 収 入		9	9	9	9	7	11	11	11	12	12
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他						2					
	(2) 営 業 外 収 益		19	20	20	23	36	17	15	14	12	12
	ア 他 会 計 繰 入 金		19	20	20	23	36	17	15	14	12	12
	イ そ の 他											
	2 総 費 用 (D)		28	29	28	30	29	28	26	25	24	24
	(1) 営 業 費 用		7	9	8	10	10	10	10	10	10	10
ア 職 員 給 与 費												
ウ ち 退 職 手 当												
イ そ の 他		7	9	8	8	10	10	10	10	10	10	
(2) 営 業 外 費 用		21	20	20	20	19	18	16	15	14	14	
ア 支 払 利 息		21	20	20	20	19	18	16	15	14	14	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		0	0	1	2	16	0	0	0	0	0	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		113	126	94	129	53	49	21	23	24	24
	(1) 地 方 債		31	41	25	47	14					
	(2) 他 会 計 補 助 金		48	50	44	36	21	49	21	23	24	24
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		34	35	20	40	12					
	(6) 工 事 負 担 金				5	6	6					
	(7) そ の 他											
	2 資 本 的 支 出 (G)		113	126	94	132	70	49	21	23	24	24
	(1) 建 設 改 良 費		69	80	47	86	27					
ウ ち 職 員 給 与 費												
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		44	46	47	46	43	49	21	23	24	24	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		0	0	0	-3	-17	0	0	0	0	0	



## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率※	(%)	12.8	12.3	23.6	20.7	25.9	28.8	29.8	30.8	31.8	32.8	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	38.9	38.7	38.7	42.1	62.5	36.4	55.3	52.1	50.0	50.0	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	28.4	28.6	31.3	38.9	63.2	25.8	41.7	37.8	33.3	33.3
	うち基準内繰入金	(%)	10.5	10.0	10.0	21.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金	(%)	89.5	90.0	90.0	78.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	71.6	71.4	68.8	61.1	36.8	74.2	58.3	62.2	66.7	66.7
	うち基準内繰入金	(%)	10.4	10.0	11.4	13.9	9.5	4.1	4.8	4.3	4.2	4.2
	うち基準外繰入金	(%)	89.6	90.0	88.6	86.1	90.5	95.9	95.2	95.7	95.8	95.8
	うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

地方公営企業法適用企業の場合 地方財政法施行 第19条第1項により算定した資金の不足額 (営業収益 事収益) 100

地方公営企業法非適用企業の場合 地方財政法施行 第20条第1項により算定した資金の不足額 (営業収益 事収益) 100

## (2) 収支比率 (%) 収益 費用 100

## ( ) 経常収支比率 (%) 経常収益 経常費用 100

## (4) 営業収支比率 (%) (営業収益 事収益) (営業費用 事費用) 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) 累積欠損金 (営業収益 事収益) 100

## (6) 収益的収支比率 (%) 収益 (費用 地方債償還金) 100

## (7) 不良債務比率(又は 比率) (%) 不良債務(又は実質 額) (営業収益 事収益) 100

## (8) 繰入金比率 (%) 収益的収入に する 会計繰入金(又は資本的収入に する 会計繰入金) 収益的収入(又は資本的収入) 100

## 2 上記指標のうち「料金 収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料 収率)について記入すること。

## (1) 水道事業、業用水道事業に係る料金 収率の算出方法

・料金 収率 (%) 供 単 ※1 水原 ※2 100

※1 供 単 (円) 水収益 年間 収水 (業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 水原 (円) (経常費用 ( 事費 料及び不用 原 事業費 基準内繰入金(水道事業の ))) 年間 収水 (業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

し、簡易水道事業については下記によるものとする。

地方公営企業法適用企業の場合 (経常費用 ( 事費 料及び不用 原 事業費 基準内繰入金 償 費) 企業債償還金) 年間 収水

地方公営企業法非適用企業の場合 (費用 ( 事費 基準内繰入金) 地方債償還金) 年間 収水

## (2) 下水道事業に係る使用料 収率の算出方法

・使用料 収率 (%) 使用料収入 水処理費 100

(4) 収支見 し策定の前提条件

条件項	収支見 し策定に当たっての え方（前提条件）
1 料金設定の え方、料金収入の見込	料金収入については、20年度より定額制(世帯人数割合)から、公共下水道と同じ従量制に変更となった。また、3地区すべてが20年度より供用開始になったため、増額を見込んでいる。
2 会計繰入金の見込	維持管理費分は使用料で賄われているが、公債費負担分について一般会計から繰入れている状況である。繰上償還の実施に伴い平成20、21年度に増額となるが、22年度以降は37百万円程度となる見込みである。
3 大規 資の 、資 等による収入の見込	3地区整備が完了し、大規模投資及び資産売却等による収入の予定はない。
4 その 収支見 し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見 しを策定するに当たって、前提として用いた各 定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその 体的な え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項	Ⅱの課題番号	体的内容
1 行革推進法を上る職員数の純費の額の件		
○ 地方公務員の職員数の純の状況	③	平成11年度から平成16年度までに10人14.9%純減している。集中改革プランでは平成22年度までに2人3.6%純減を目標に掲げていて、平成21年度当初は1人減の54人となっており計画どおり進んでいる。下水道事業の職員数は3名で、そのうち農業集落排水事業担当は1名である。
○ のあり方		
公務員の構改革を まえた構の見直し、地域 当のあり方	③	国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成18年4月1日から給料表を国の基準にあわせたものに改定している。また、手当についても、特殊勤務手当の一部廃止等見直しを行っている。なお、地域手当について、制度はない。
務職員に相当する職に 従事する職員等のあり方	③	本村には技能労務職員はいない。また本計画期間中の技能労務職員の雇用予定はない。
職 特 等 職 当のあり方	③	退職時特別昇給の制度はない。なお、退職手当については、市町村総合事務組合で処理している。
利 生事業のあり方	③	職員の福利厚生については、岩手県市町村職員共済組合や(財)岩手県市町村職員互助会の実施する事業と、野田村役場職員互助会の事業がある。事業主負担分は、各団体の基準に従い処理しており、今後においても適切に処理していく。
2 件費の、指定管理者度の用等 間の推進の用等		
○ 管理費等のその経営率 化に向けた組	①	平成15年度から整備している農業集落排水事業について、既設の公共下水道に接続するため計画変更が承認され、建設コストの削減、供用開始後の維持管理費の削減による経営の効率化が図られた。
○ 指定管理者度の用等間の 推進の用	①	農業集落排水処理施設の保守点検・維持管理については民間委託を実施している。今後さらに検討を重ね維持管理コストの削減を図る。

経営健全化に関する施策（つづき）

項	Ⅱの課題番号	体的内容
<p>3 等に見合った適正な料金水準の 上げ、資の処分等による入 の確保</p> <p>○ 料金水準がしく低い団体にあつて は、等に見合った適正な料金水 準のき上げに向けた組</p>	<p>②</p>	<p>使用料単価は172円/㎡と基準150円/㎡を上回っているものの、使用料回収率は26%と低い状況にある。しかしながら、平成20年度から全地区で供用開始したため、使用料回収率は平成21年度は29%、平成25年度は33%を見込んでいる。今後は、適正な管理と使用料の設定により経営の安定化を図るため、使用料の見直しについて検討していく。</p>
<p>4 経営健全化 財務状況に関する 報公開 の推進と行政 の入</p> <p>○ 経営健全化 財務状況に関する 報 公開</p> <p>○ 行政 の入</p>	<p>②</p> <p>②</p>	<p>歳入歳出予算執行状況、財産、村債の現在高、住民の負担の状況等の財政状況について条例に基づき、5月と11月に公表している。また、決算の状況についても村の広報に特集で掲載している。今後も村財政の現在及び今後の見通しについて、21世紀むらづくり委員会や住民懇談会等で住民への周知に努めていく。</p> <p>行政評価については、事務事業の効果測定による効率的な行財政運営に非常に有効な手段であり、本村では21世紀むらづくり委員会を活用した本村の規模にあった評価の方法を検討していく。</p>
<p>5 その</p>		

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分」の「経営」に げた各 に対応する施策を 体的に記入すること。その、の に対応する施策が明らかとなるよう、に付した 号を 用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各 施策のうち、当該 組の として改 額の算出が な項 については、「繰上償還に う経営改革」の「年度別 標等」にその改 額を記入すること。なお、当該改 額が対前年度との比 により算出できない項（資 収入・事 な）については、当該改 額の算出方法も併 て上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に ついての経営改革 進

1 主な と 組 及び 標

	組 及 び 標
1 職員数の純 件費の 額の	事業開始後担当職員は1名となっており の見込 なし。( の に対応)
2 経営 率化 料金適正化による繰 欠損金の 等	繰 欠損金はなし。( の に対応)
3 一般会計等からの基準外繰出しの 等	平成20年度供用開始する1地区について、公共下水道事業に接続することにより、 設費及び 管理費が となった。このことにより使用料の増収額は 2 5 5千円を見込 えていて、基準外繰出金については平成25年度で24 000千円の となる見込 である。( の 、 に対応)
4 その他	

注1 上記各項 には、 で り上げた経営 に対応する 組として に げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項 に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別 標等 ※ 次 以下(1)から(5)までの各事業別様 を に、以下の え方 に って策定すること。

(各事業共 留意事項)

1 次 以下の各事業別様 は、「年度別 標」を策定するに当たって となるよう例示的な様 を示したものであり、2に げた項 以外は必 しも全ての項 に記入を要するものではなく、各団体の各事業の 状況にあ えて記入 な項 の 記入し又は 自の 組に応じた項 を立てて記入することは し支えないものであること。
2 各事業別様 は 例示ではあるが、各様 中の「 標又は実 」欄の項 のうち、職員数、行政管理経費( 件費、 件費、 補 費等)に該当する項 びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別 標策定に して必 項 とされているので れがないよう留意すること。なお、これらの項 のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の 組状況に応じて、適 、 分化(例:職員数 職 別に区分、正職員と 職員とを分 計上等)することは し支えないこと。
3 「 標又は実 」欄の項 中、「職員数」については、前年度との比 によりその増 数を各年度の「増 数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増 数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増 数」の合計は「計画前5年間実 」欄に計上すること。
4 「 標又は実 」欄の項 の見直し施策実施に係る「改 額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比 により改 額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が 計画前年度以前(計画前5年度の間に実施したものに限り)から実施しているものであって、当該見直し施策の改 額が公営企業経営健全化計画の期間中においても 続するものについては、当該 続する改 額を計画期間中の各年度の改 額に計上して し支えないこと。
5 4による「改 額」が基準年度との比 により算出できない項 、その改 額が単年度に限られる項 (資 益、 事 等)については、当該改 額の 当該見直し施策の実施年度の「改 額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を じての改 額しか算出できない項 については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を じた改 額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実 」欄)に計上すること。またその場合の改 額の算出方法について、 の当該施策に係る「 体的内容」欄に併 て記入すること。
6 計画期間中の「改 額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改 額」の合計については「計画前5年間実 」欄に計上すること。
7 「改 額 合計」欄及び「計画前5年間改 額 合計」欄には、それぞれの期間に係る 件費( 職 当以外の職員 費)その 改 額を計上することが なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実 」それぞれの合計)を記入すること。その 、同一項 に係る内 に相当するもの等を重 計上することのないよう留意すること。
「( ) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を 記すること。
以上の 、各事業別様 において、記入を められている経営指標その の項 等については各事業別様 の指示(留意事項)に従うこと。
10 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に う経営改革 進 (つづき)  
 2 年度別 標等  
 (5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画2年度)	平成23年度 (計画3年度)	平成24年度 (計画4年度)	平成25年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	処理区域内人口(人)	965	942	928	930	1,228		1,220	1,220	1,220	1,220	1,220		
	増減		-23	-14	2	298	263	-8	0	0	0	0	-8	
	水洗便所設置済人口(人)	751	752	754	759	766		823	880	937	994	1,050		
	増減		1	2	5	7	15	57	57	57	57	56	284	
	水洗化率(%)	77.8	79.8	81.3	81.6	62.4		67.5	72.1	76.8	81.5	86.1		
	増減		2	1	0	-19	-15	5	5	5	5	5	5	24
	有収水量(m³)	66,783	60,220	64,190	67,424	55,098		58,940	62,780	66,620	70,460	74,300		
	増減		-6,563	3,970	3,234	-12,326	-11,685	3,842	3,842	3,840	3,840	3,840	3,840	19,202
	使用料単価(円/m³) (使用料収入 収水)	139	153	143	140	172		179	174	169	165	162		
	増減		13	-9	-3	32	32	7	-5	-5	-4	-4	-4	-10
② 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)							0	0					0	
③ 収納率(%)	100	100	99.7	100	100		100	100	100	100	100	100	0	
増減		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
④ その他( )														
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	9,302	9,189	9,209	9,441	9,465		10,550	10,910	11,270	11,630	12,000		
	増減		-113	20	232	24	163	1,085	360	360	360	370	2,535	
	職員数(人)	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1		
	増減		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	管理運営費(千円)	72,947	74,796	75,214	74,776	71,463		76,035	45,546	46,772	47,544	48,316		
	増減		1,849	418	-438	-3,313	-1,484	-4,572	-30,489	1,226	772	772	-23,147	
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) ( )	76	79	81	80	58		62	37	38	39	40		
	増減		4	2	-1	-22	-17	4	-25	-1	1	1	-19	
	汚水処理原価(円/m³) (水処理経費 収水)	1,092	1,242	608	676	664		621	583	549	519	493		
	増減		150	-634	88	-12	-428	-43	-38	-34	-30	-26	-171	
汚水処理原価(管理費)(円) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	112	145	130	153	182		171	160	151	143	135			
増減		33	-15	23	29	70	-11	-11	-9	-8	-8	-47		
⑥ その他( )														
増減														
使用料回収率(%) (E/K×100)	12.8	12.3	23.6	20.7	25.9		28.8	29.8	30.8	31.8	32.8			
増減														
累積欠損金比率(%)														
増減														
企業債現在高(百万円)	6.4	629	607	608	581		5.2	511	488	464	440			
増減														
収入の確保	使用料収入	9,302	9,189	9,209	9,441	9,465		10,550	10,910	11,270	11,630	12,000		
	改善額	62	-113	20	232	24	225	1,085	1,445	1,805	2,165	2,535	9,035	
	①有収水量の増加	62	-113	20	232	24	225	1,085	1,445	1,805	2,165	2,535	9,035	
	②使用料の適正化													
	③収納率の向上													
④その他( )														
改善額														
経営の効率化	管理運営費													
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの													
	改善額							1,301	1,301	1,301	1,301	1,301	6,505	
	⑤職員給与費の適正化													
	維持管理費(上記以外)の適正化(公共下水道への接続による維持管理費の軽減)							1,301	1,301	1,301	1,301	1,301	6,505	
	うち職員給与費中の退職手当													
	⑥その他(建設コストの縮減)													
改善額		196,000					196,000							
計画前5年間改 額 合計							196,225						15,540	
改 額 合 計												15,540		
( ) 補償金免除額												7,450		

○計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。  
 ○「経営の効率化」の各年度の「職員数(人)」欄については、地方公営企業決算状況調査書の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。  
 ○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)  
 ○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

○ 使用料適正化の考え方